

保険法制定に伴うお知らせ

保険契約に関する基本的なルールとして、「保険法」が新たに制定されました。「保険法」は、原則として平成 22 年（2010 年）4 月 1 日の法施行日以降に締結された保険契約に適用されますが、保険金の支払期限に関する規定など一部の条文については、法施行日より前に締結されたご契約にも適用されます。そのため、その改定内容につきご案内させていただきますので、ぜひご一読下さいますようお願い申し上げます。なお、現在ご加入の契約の保険料、保険金額および支払事由などの補償内容に変更はありません。

1. 保険金のお支払い期限に関するお知らせ

保険法制定に伴い、当社は保険金のお支払い期限を明確化いたしました。平成 22 年（2010 年）4 月 1 日以降に当社に保険金をご請求いただいた場合、標準的な保険金のお支払い期限を 30 日と定め、ご請求に必要な書類が当社（含む代理店）に到着した日を含めて 30 日以内に、保険金のお支払いに必要な事項、およびその確認を終え保険金をお支払いします。ただし、当社が保険金支払いに必要な事実確認のため、特別な照会や調査が必要な場合には、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、以下のとおりお支払いまでの期限を延長することがあります。

< 特別な照会や調査を行う場合の支払期限（火災・地震保険の例） >

期間を延長する場合	延長期限
災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害の被災地域における確認のための調査	60 日
専門機関による鑑定等の結果の照会	90 日
警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。）	180 日
日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180 日
災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における確認のための調査（地震保険）	365 日

- * 具体的な内容については、保険金のご請求時に当社よりご案内させていただきます。
- * 上記期限を超過してお支払いする場合には、所定の遅延損害金（遅延利息）をお支払いします。
- * 保険会社が保険金のお支払いに必要な調査を行うにあたり、保険契約者等が正当な理由なく調査を妨害したり、調査に応じられなかったことにより保険金の支払いが遅延した場合、当社はこの期間に対する遅滞の責任を負うことができませんのでご了承願います。

2. 賠償責任保険の保険金お支払いに関するお知らせ

賠償責任保険において、保険会社は、被害者救済の観点から、被保険者（加害者）が被害者に賠償金を支払った後や被害者が被保険者（加害者）に対して保険金の支払いを承諾した場合でなければ、被保険者（加害者）に対して保険金をお支払いできなくなります（平成22年（2010年）4月1日以降発生事故から）。また、「保険法」は、被害者が他の債権者よりも優先して、賠償責任保険の保険金から賠償を受けられるよう、被害者の優先権を定めています。これは、「先取特権」と呼ばれ、特定の債権について優先弁済権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を与えるものです。さらに「保険法」では、被害者による先取特権の実行が妨げられることのないよう、賠償責任保険の保険金請求権には、原則として「第三者への譲渡」、「質権設定」、および「差押え」は行うことができないと定められています。

○保険法制定の背景について

これまでは、「保険法」という独立した法律は存在せず、保険契約関係に関する規律は、「商法」の一部に規定されていました。しかしながら、「商法」における保険契約に関する部分については、明治44年以降、実質的な改正がなされておらず、表記もカタカナ・文語体のままで「保険契約の多様化に対応できていない」「カタカナ表記でわかりにくい」といった指摘がされており、現在の社会情勢にあった適切な内容や表記にする必要がありました。そこで、保険契約に関する基本的なルールが全面的に見直され、「商法」から独立した「保険法」が新たに制定されました。（平成20年（2008年）5月成立、平成22年（2010年）4月1日施行）

以上